

奈良県選挙管理委員会告示第八十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、宇陀市選挙管理委員会から報告があった。

平成三十年三月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中 川 清 孝

名 称	所 在 地
旧室生東小学校体育館	宇陀市室生三本松二一三八